

質疑回答書

業務名:明石市要介護認定等調査業務委託

No.	該当箇所	質問内容	回 答
1	提案仕様書 P3 (3)	調査票等の作成において、「原則として乙の設置する事業所において行うものとする」とありますが、以下の条件を満たせば事務所以外での場所でも調査票の作成は可能との認識でよろしいでしょうか。 ・個人を特定できる書類を持ち出していないこと ・使用するパソコンのローカルディスクにデータを格納しないこと	本市からは、「介護保険 要介護認定訪問調査依頼書」と「介護保険要介護・要支援認定申請書の写し」、「要介護認定調査票」をお渡しします。調査票を事業所以外で作成する場合は、個人情報漏えいしないよう、情報セキュリティ対策が適切に行われているシステムに入力する場合のみとし、個人情報を保護するための適切な処置を講じた場所での作成も可能とします。
2	提案仕様書 P7 9(1)	調査の際に、手話通訳や外国語通訳等、特別な対応が必要な調査をご依頼頂くケースはございますでしょうか。また、ご依頼頂く可能性がある場合、手話通訳士等の手配は甲にてご手配頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	手話通訳のような特別な対応が必要な調査を依頼することとします。 手話通訳に関しては、本市の障害福祉課が行っている「手話通訳者・要約筆記者の派遣事業」が利用できます。料金は無料で、直接、乙(委託者)から障害福祉課に申し込んでください。 一方、外国語通訳について、近年は対応した実績がありません。したがって、外国語通訳の対応が必要なケースがある場合は、本市で対応します。手話通訳や外国語通訳等の経費は単価には含めないでください。